

開催年月日 平成30年2月7日(水)  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 答弁者 少子高齢化対策監 佐藤 和彦  
 子ども未来推進局長 花岡 祐志  
 自立支援担当課長 森本 秀樹

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>二 里親制度等について</b></p> <p><b>(一) 里親への委託について</b>                      里親制度に関してでございますが、社会的養護を必要とする児童の割合のうち、里親に委託されている児童数はどれほどか。5年前との比較でどの程度の増減となっているのか明らかにしてください。                      また、登録里親数の推移についても、併せて伺います。</p> <p><b>(二) 里親の役割と増加の要因について</b>                      里親のもとでの子どもの数も、登録されている里親も増えているということでありました。                      その点を踏まえて里親の役割について、道としての認識、また里親の登録が増加している要因について、どのように把握されているのか伺います。</p> <p><b>(三) 親族里親の要件について</b>                      今回問題となったのは、親族が里親となった場合でございますので、親族が里親になる場合の要件について、改めて確認をさせていただきたいと思っております。                      また、昨年新たな要件が加わったと承知しておりますが、この点についても明らかにしてください。</p> <p><b>(四) 再被害防止に係る留意点について</b>                      虐待と養育拒否ということだそうですが、親族による虐待が行われた場合、例えば親が虐待を行うだとか、というようなケースがあると思っておりますが、そういった親族による虐待の場合、別の親族が</p>	<p><b>【自立支援担当課長】</b>                      里親委託の推移等についてでございますが、虐待等により児童養護施設や里親のもとで養育される子どもの数は、札幌市を除く道内で、昨年12月現在、1,162名で、5年前と比べ、173名減少し、このうち、里親のもとで生活している子どもの数は、昨年12月現在331名で、5年前と比べまして1名増えているところでございます。                      また、道に登録されている昨年12月現在の里親は、531世帯で、5年前と比べ、60世帯増加しているところでございます。</p> <p><b>【自立支援担当課長】</b>                      里親制度の役割等についてでございますが、里親制度は、様々な理由により家庭で養育できない子どもを、温かい愛情と、子どもたちの事情に理解のある里親によって家庭と同様の環境の下で養育するものでありまして、適切な人間関係や社会性を育み、子どもの健やかな成長の支えになる役割を担っているものでございます。                      こうした中、道では、第三期子ども未来づくり北海道計画におきまして、里親をはじめとした家庭的養護を推進することとしておりまして、登録里親の増加に向けて児童相談所が地域の里親団体や市町村等と連携するとともに、ホームページや広報誌など様々な媒体を活用いたしまして、里親の必要性や制度の周知を図ってきたことによりまして、登録数が増えてきているものと考えているところでございます。</p> <p><b>【自立支援担当課長】</b>                      親族里親の要件等についてでございますが、保護者等に代わり親族が里親となって子どもを養育することができる要件といたしましては、両親等が死亡や行方不明、疾病等による入院などにより養育することが難しい場合とされておりまして、平成29年3月31日付けの国の通知によりまして、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合も要件に加える取扱いとされたところでございます。                      この改正は、全国の児相における児童相談対応件数が年々増加する中、子どもを家庭と同様の環境において養育する考えのもと、多様な養育の場を確保するため、虐待や養育拒否のケースにおいても、親族と子どもとの間で適切な養育関係が築かれる場合には、親族を里親に認定できるよう、要件が追加されたものでございます。</p> <p><b>【自立支援担当課長】</b>                      親族里親委託の留意点についてでございますが、親族里親への委託にあたりましては、児相が虐待を行った保護者等と親族里親家庭との面会や交流を必要に応じて制限するなど、子どもが再び虐待の被害</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>里親になって養育するということがあります。親族間という特別な難しさが伴うことと考えますけれども、再被害が疑われる場合の留意点についての見解を伺います。</p> <p><b>(五) 制度変更に伴う周知について</b> 道は親族里親の要件に変更が生じた昨年、どのように児童相談所や幅広く道民に対して周知を行ってきましたか。伺います。</p> <p><b>(六) 児童相談所の対応について</b> 親族里親の要件の変更は、虐待あるいは養育拒否といった場合が新たな要件になったということでありましたし、通知をしてきたということでもあります。 そこで、道内で実際にあった事例ですけれども、里親として親族が登録認定を希望していた、そういう親族の方が、「親族里親は両親等の死亡や行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になれば要件に当たらない」と、すなわち虐待にあっても里親認定出来ないと言われました。 しかし、先ほどの答弁でも明らかなように、親族里親の要件はすでに変更しており、認定されるべきであります。どういう問題だったと認識していますか。伺います。</p> <p><b>(七) 今後の再発防止対策について</b> 家庭の中で、特に親から虐待を受け続けるということは、大変な問題で、多くの子どもは誰にも相談出来ないという状況のまま長い時間を過ごすことになります。 そういう時に、別の親族が里親になってくれると、そういう意思があっても今回の場合は、それが拒否されたという問題だったと思います。 今回のような問題を二度と起こさないよう再発防止策について、どのように行うのか伺います。</p> <p><b>【指摘】</b> 家族関係の複雑さ、虐待の深刻さ、児童相談所の果たすべき役割というのはますます大きくなってきていると思います。 また、そこで働く職員も昼夜を分かたず非常に献身的に働いておられるということも、十分承知しております。要保護児童を確実に、迅速に保護すると同時に、職員の方々が通達や指示をしっかりと理解できるように、人員や予算も含めて職場環境の改善が必要でないかと考えるところであります。 今後の体制と研修等の改善について、重ねて指摘をして質問を終わります。</p>	<p>にあうことのないよう、関係者の十分な理解のもと、制度を活用することが必要であると考えているところでございます。</p> <p><b>【自立支援担当課長】</b> 制度改正等の周知についてでございますが、昨年3月の里親制度等の改正によりまして、社会的養護が必要な子どもたちの養育環境の選択肢が増えましたことから、道では、児相への通知をはじめ、市町村や里親登録をしている方々、さらには、児童福祉施設へ幅広く周知を行ってきたところでございます。</p> <p><b>【子ども未来推進局長】</b> 児相の対応であります。ご指摘のケースは、親族里親として今年3月以降に子どもの受入を希望する方との事前調整におきまして、児相が虐待を行った者から子どもが再び被害にあう恐れも考慮し、様々な養育手段の検討も行っていた中、昨年の制度改正を適用した正しい説明がなされていなかったものであります。 その後改めて要件等を精査するなどして、現在は、親族里親への委託に向けて準備を進めてございます。 親族里親制度の活用にあたりましては、児相が子どもの意向や事情に即して最も適した養育環境を検討することはもとより、適切な説明のもと親族等と十分意思疎通を図る必要があるものと考えてございます。</p> <p><b>【少子高齢化対策監】</b> 今後の取組についてでございますが、児相では、虐待の相談対応や子どもの養育など家族の問題に加え、養育を担う里親の支援や子どもとのマッチングなど、幅広い役割を担っており、相談者や里親等への対応にあたりましては、信頼関係を構築し、相手方の意向を十分把握した上で、関係機関と連携しながら子どもへの最善の支援方策を検討することが重要と考えております。 道といたしましては、里親制度等の改正について改めて児相に周知徹底を図ったところであり、今後、児相の所内研修におきましても、法令の改正等について十分周知徹底を図りますとともに、新任職員や児童福祉司等に対して、ケースワーク技術をさらに重視した研修を行ってまいりたいと考えてございます。</p>